

○仁淀川町農産物等集荷支援事業費補助金交付要綱

(平成23年7月15日告示第54号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仁淀川町補助金交付規則（平成17年仁淀川町規則第42号）第20条の規定に基づき、仁淀川町農産物等集荷支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

(補助目的)

第2条 この補助金は、町内の任意団体、法人等（以下「補助事業者」という。）が行う農産物等の町内における集荷事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金の交付を行い、もって町内の産業活性化及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助事業の補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書を町長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により提出された申請を審査し適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、様式第2号の補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(変更申請)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときには、様式第3号による補助金変更承認申請書をあらかじめ町長に提出するものとする。

- (1) 事業内容が著しく変更される場合
- (2) 補助事業の実施箇所の変更
- (3) 交付金の総額を増額する場合又は20%を超えて減額する場合
- (4) 事業を廃止又は中止する場合

(変更決定)

第7条 町長は、前条の規定により提出された変更申請を審査し適当と認めたときは、様式第4号の補助金変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、様式第5号の補助金実績報告書を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、様式第6号による補助金支払請求書を町長に提出し、補助金を受けるものとする。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	補助率等
集荷車両リース代	10/10以内
集荷用コンテナ	
その他必要と認められる経費	
集荷に直接要する経費	・集荷距離1kmにつき34円以内 ・集荷戸数1戸につき50円以内

様式第1号(第4条関係)

仁淀川町農産物等集荷支援事業費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

仁淀川町農産物等集荷支援事業費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

仁淀川町農産物等集荷支援事業費補助金(変更・中止)申請書

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

仁淀川町農産物等集荷支援事業費補助金変更交付決定書

[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

仁淀川町農産物等集荷支援事業費補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第6号(第9条関係)

請求書

[別紙参照]